



「教育無償化」論議の経緯と特徴 : 2021年第205回 ~2022年第208回の国会審議から

渡部, 昭男

(Citation)

日本教育学会第81回大会

(Issue Date)

2022-08-24

(Resource Type)

conference object

(Version)

Author's Original

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476313>



日本教育学会第81回大会 一般研究発表A-4教育行政・教育法2022.8.24午前中

「教育無償化」論議の経緯と特徴

—2021年第205回～2022年第208回の国会審議から—

渡部 昭男

(大阪成蹊大学・特別招聘教授)

序. 課題と方法

課題: 高等教育に係る「教育無償化」論議の経緯と特徴を継続的に明らかにする

- 2020第79回大会＝第201回国会(2020.1.20-6.17)

大阪成蹊大学紀要(7)2021所収 <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/90008334.pdf>

- 2021第80回大会＝第203回国会(2020.10.26-12.5)及び第204回国会(2021.1.18-6.16)

大阪成蹊大学紀要(8)2022所収 <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/90009091.pdf>

- 2022第81回大会＝第205回(臨時会2022.10.4-14)、第207回(臨時会2021.12.6-12.21)及び第208回(常会2022.1.17-6.15)

方法: 国会会議録検索システム(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>)による

キーワード: コロナ禍、学生等の学びを継続するための緊急給付金、大学等修学支援制度の実績検証・制度改善、入学金制度の根拠・廃止、留保撤回10年、個人通報制度

国会会議録検索システム

第1回国会（昭和22年5月）からの本会議・委員会の会議録を、テキスト又は画像で閲覧できます。



検索して探す

キーワード

AND

検索

詳細検索

会議録を選択して探す

会議の開催日、院名・会議名から会議録を選んで表示します。開催日を指定すると、対応する回次が自動で入力されます。

会期カレンダー（色付き = 会期中）

< 2022 年 8 月 >

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

第 回

院の指定：すべて

会議名の指定：すべて

すべての号

表示する

法律案・条約承認案件の審議経過から探す

1. 直近4年の審議の傾向と特徴： 鍵用語「高等教育無償」の急減、現物給付論議の一段落

- 前回報告で用いた表(第198-204回)に追加する形で12の鍵用語のヒット状況をみた

年	会期(月日)	回次	会議録総数(件)	高等教育無償	大学等&修学支援	入学金	学費&減免	学生&コロナ禍	家計急変	困窮学生	学びの継続	学費半額/学費半減	遠隔授業/対面授業	食料支援	生理の貧困
2019	1.28-6.26	198通常	721	35・63	34・424	27・54	37・346	0・0	3・6	0・0	4・6	0・0	2・2	0・0	0・0
	10.4-12.9	200臨時	364	4・6	11・35	2・2	4・18	0・0	0・0	0・0	0・0	0・0	1・1	3・3	0・0
2020	1.20-6.17	201通常	730	16・20	33・175	21・35	40・237	91・724	18・41	10・21	15・33	7・9	31・60	5・6	0・0
	10.26-12.5	203臨時	<u>298</u>	2・3	8・37	2・3	10・43	<u>71・680</u>	4・10	2・3	6・11	0・0	9・30	8・9	0・0
2021	1.18-6.16	204通常	<u>859</u>	<u>5・5</u>	<u>20・92</u>	<u>12・18</u>	<u>25・76</u>	<u>327・3,009</u>	12・14	9・9	11・14	2・2	<u>27・52</u>	18・24	<u>17・31</u>
	10.4-10.14	205臨時	74	0・0	2・3	1・1	1・2	9・67	0・0	1・1	0・0	1・1	0・0	2・2	5・7
	12.6-12.21	207臨時	143	1・1	4・9	1・1	5・16	19・200	3・6	2・4	1・1	0・0	0・0	4・4	0・0
2022	1.17-6.15	208通常	756	6・6	32・144	19・25	31・114	289・2,590	6・9	4・4	12・16	1・1	15・18	21・36	6・7

*国会会議録検索システムにおいて各キーワードを入れて簡易検索してヒットした結果を「○件・○箇所」で表記した(2022.8.16現在)。前回報告した第198-204回に関してはこの1年間での会議録総数の増加に伴う修正箇所に下線を付した。ヒット件数が「10」以上のセルに着色した。

**キーワード欄の「&」はAND検索(両方が含まれている発言がある会議録)、「/」はOR検索(いずれかが含まれている発言がある会議録)を示す。

小括：鍵用語「高等教育無償」の急減、現物給付論議の一段落

- 1) 大学等修学支援法案が審議された第198回国会では法案を高等教育無償化として説明する答弁もあったが、少子化対策・貧困対策に位置づけることが明確になって以降は「真に必要な子供たちの高等教育無償化」(安倍首相:201衆・本会議6・2020.2.13)、「低所得世帯への高等教育無償化」(岸田首相:207衆・予算委4・2021.12.15)という使用となり、ヒット件数も急速に減っている。
- 2) 大学等修学支援法や学びの継続のための経済的支援・現金給付に加えて、第203-204回においては「食糧支援」「生理の貧困」に象徴される困窮した学生の日々の生活を支えるための現物給付へとテーマが切迫・拡大していたが、第205-208回ではそれら2つの鍵用語でのヒットはあるものの大学生等を対象に含む発言は次第にみられなくなっていた。

- 2020年以降は、鍵用語「**学生&コロナ禍**」(AND検索:両方が含まれている発言のある会議録を拾う)の多数ヒットが継続しており、通常国会でみると第201回(2020)が91件・724箇所、第204回(2021)が327件・3,009箇所、第208回(2022)が289件・2,590箇所(閲覧日2022.8.16現在)となっている。国会審議においてコロナ禍の学生支援が大きな問題であり続けていることが分かる。
- 同様に継続して話題となっている鍵用語は、「**大学等&修学支援**」(第201回33件・175箇所、第204回20件・92箇所、第208回32件・144箇所)、「**学費&減免**」(同40件・237箇所、25件・76箇所、31件・114箇所)、「**遠隔授業／対面授業**」(OR検索:いずれかが含まれている発言のある会議録を拾う)(同31件・60箇所、27件・52箇所、15件・18箇所)、「**入学金**」(同21件・35箇所、12件・18箇所、19件・25箇所)、「**学びの継続**」(同15件・33箇所、11件・14箇所、12件・16箇所)であった。

2. 学生等の学びを継続するための緊急給付金の試算根拠及び柔軟な対応の要望

- 政府は**学生等の学びを継続するための緊急給付金**を2021年度補正予算で提案した(2021.11.26閣議決定、**一人10万円67万人対象675億円**)
https://www.mext.go.jp/content/20211222-mxt_gakushi01-000019288_8.pdf
- 試算根拠は、大学等修学支援新制度が対象とする**低所得学生約34万人**に加え、**新制度利用者以外の約33万人**を見込んだという
- これに対して、「困窮学生や家計急変世帯について、**なるべく柔軟に認定**していただきたい」(207衆・本会議3・2021.12.9石井啓一議員)等の要望が出され、学生等の経済状況を最も身近な場で把握している**大学が支給の可否を総合的に判断**する旨の答弁があり、全額を支援に結び付けるべく第1～3次まで募集が継続された

学生等の学びを継続するための緊急給付金

令和3年度補正予算額

675億円



背景・課題

- 学生等の修学の状況について令和3年度と令和2年度の状況（4月～8月）を比較して調査を実施したところ、以下の状況。
 - ・中退者全体の数は、今年度わずかに減少しているが、コロナを理由とした中退者数は増加。
 - ・休学者全体の数及びコロナを理由とした休学者数は、ともに増加。
- 昨年度は、年度末にかけて中退者数・休学者数は増加。このため、今、対策を講じる必要。

各年度8月までの中退・休学者（大学・大学院生）	R3年度	R2年度
コロナを理由とした中退者数	701人	385人
コロナを理由とした休学者数	4,418人	2,677人

（文部科学省「新型コロナウイルスの影響を受けた学生への支援状況等に関する調査」）

事業内容

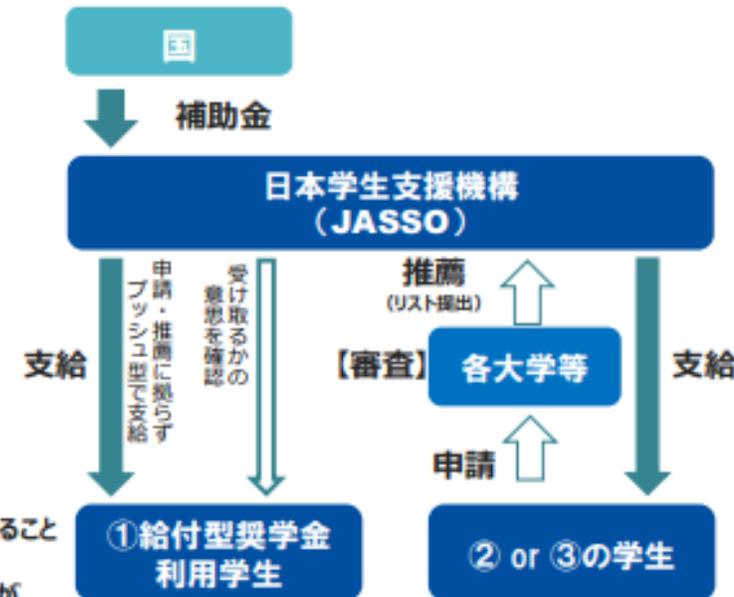
新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある学生等の学びを継続するため、現金を支給する。

◇対象学生：国公立大学（大学院を含む）・短大・高専・専修学校専門課程
法務省告示に指定される日本語教育機関 ※留学生を含む
⇒約67万人

◇給付額：10万円

◇支援対象となる学生の要件

- ① 「高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金）」の利用者
- ② 次の要件を満たす者として大学等が推薦する者
 - ・原則として自宅外で生活をしていること
 - ・家庭から多額の仕送りを受けていないこと
 - ・家庭の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと
 - ・新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響を受けていること
 - ・第一種奨学金（無利子奨学金）等の既存の制度を利用していること又は利用を予定していること
- ③ 上記2. を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認め推薦する者



- 「予算規模は対象を約67万人を想定したものでありましたが・・・2月15日現在で支給を完了した人数は約45万人というふうになっております。／これは、本来対象となる学生のうち22万人、割合で想定数の3割強の方々がまだ受給できていない・・・支給完了に至っていないこの約22万人の学生さんに対して政府としてどのように周知を図り、後押しをしていくのか」(208衆・予算委第4分科会1・2022.2.16 河西宏一議員)
- 「第二次推薦につきまして3月1日に締切りをさせていただきました。昨日、3月10日の時点で約56万人に支給が完了いたしまして、補正予算額675億円のうち559億円を執行いたしまして、残額として約11万人分、約110億円の予算が執行可能な状況」(208参・予算委12・2022.3.11 増子局長)との文科省説明に対して、「必要な学生に行き届いていないのではないかという観点から、同給付金を必要とされる学生さんたち、また留学生さんも含めて届けたい」(同 安江伸夫議員)との要望が出され、末松文部科学大臣は三次推薦の実施を表明。
- 年度をこえた対応として、末松文部科学大臣は「4月以降に入学した留学生については、新型コロナウイルスの影響を注視しつつ、現場の声を聞きながら・・・外国人留学生学習奨励費などのこの既存の留学生支援や各大学の授業料減免等を通じて支援を行ってまいりたい」(208参・予算委14・2022.3.17 里見隆治議員への答弁)と補っている

3. 大学等修学支援制度の実績検証及び制度改善に係る論議

第205-208回では、2020年度の実施から2-3年目となる大学等修学支援制度の実績や制度設計自体を検証する論議が目を引く。

1) 実績検証

- 給付型奨学金については、51万人分を予算計上したのに対して、2020年度が27万人(53%)、21年度が32万人(63%)という実績であった。
- 支援率の低さを指摘する声があり、SNS等の活用、中学生まで遡った広報といった答弁があった(208参・予算委11・2022.3.10、208衆・文部科学委5・2022.3.30末松文科大臣)。
- 新制度の実施により住民税非課税世帯の進学率は40%から54%に上昇したという(208衆・文部科学委5号・2022.3.30 末松文部科学大臣)。

2) 制度改善論議①中間層等への拡大

・**教育未来創造会議の第一次提言**(2022.5.10): 修学支援の中間層への拡大(理工農学部系学生、多子世帯)、出世払いの仕組みの創設(日本版卒業後拠出金制度 J-HECSの大学院修士課程への導入) (208参・文教科学委10・2022.5.17上野通子議員、208衆・本会議29・2022.5.25岸田首相、208衆・予算委19・2022.5.26国光あやの議員、など)。

2. 新たな時代に対応する学びの支援の充実



(1) 学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大

・修学支援新制度の機関要件の厳格化を図りつつ、現在対象外の中間所得層について、多子世帯や理工系・農学系の学部で学ぶ学生等への支援に関し必要な改善の実施



(2) ライフイベントに応じた柔軟な返還(出世払い)の仕組みの創設

・現行の貸与型奨学金について、無利子・有利子に関わらず、現在返還中の者も含めて利用できるよう、ライフイベント等も踏まえ、返還者の判断で柔軟に返還できる仕組みを創設
 ・在学中は授業料を徴収せず、卒業(修了)後の所得に応じた返還・納付を可能とする新たな制度を、大学院段階において導入
 → これらにより大学・大学院・高専等で学ぶ者がいずれも卒業後の所得に応じて柔軟に返還できる出世払いの仕組みを創設



(3) 官民共同修学支援プログラムの創設【再掲】



(4) 博士課程学生に対する支援の充実

・トップ層の若手研究者の個人支援や所属大学を通じた機関支援等の充実



(5) 地方公共団体や企業による奨学金の返還支援

・若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組の推進
 ・企業による代理返還制度の活用を推進するための仕組みの検討(日本学生支援機構以外の奨学金や、海外の奨学金も含む)



(6) 入学料等の入学前の負担軽減

・入学料の納付が困難な学生等について、納入時期を入学後に猶予する等の弾力的な取扱いの徹底



(7) 早期からの幅広い情報提供

・奨学金に関する初等中等教育段階からの情報提供の促進

・所得基準の目安：① 年収590万円未満

例えば「年収590万円未満」という基準が出されている。すなわち、**大阪公立大学**を例に、「年収590万未満、大阪府に3年以上、本人それから生計維持者、まあ基本的には父母ということになりますが、居住が認められれば入学金、授業料無償とすることを打ち出しております。590万以上910万未満の御家庭は子供の人数や世帯年収に応じて支給がされるということでございます。／…是非政府は、この大阪公立大学のように、分かりやすい一定の制限を設けた上での、一律に学生が無償化の恩恵を受けられる、こういった制度を今こそ学生さんたちのために目指していただけないでしょうか」(208参・予算委11・2022.3.10 高木かおり議員)

////////////////////
・**所得基準の目安：②6百万円**

すなわち、「高等教育の修学支援新制度は、人への投資の重要な柱・・・四人の家族モデルの世帯で目安年収380万円となっていることをございますけれども、このところを思い切って例えば6百万円まで引き上げ、多子世帯、理工農学系学部に進学する場合にはその支援の対象とするなど、中間層への支援の拡大、これを決断すべき」(208衆・予算委21・2022.6.1 浮島智子議員7))との質問に対して、岸田首相は「委員の御指摘の年収6百万円までという考え方、これもしっかり受け止めたいと思いますが、こうした様々な指摘も受けながら、具体的な支援の対象範囲や内容については、支援の必要性や安定財源の裏づけも念頭に置きつつ、今後、政府内において検討を進めたいと思います」(同)と答弁している。

2) 制度改善論議②その他(1)

- ・**高校卒業後2年以内／退学後1年以内復学などの要件の見直し**(205衆・本会議5・2021.10.14早稲田夕季議員・質問主意書)

「親の虐待による被虐待児症候群からの回復に時間がかかるなどして、20代半ばになってから大学進学しようとする者に対して、単に年齢でその支援対象から外すこと・・・／・・・休学の場合は二年経っても三年経っても復学すれば対象となりえるにもかかわらず、経済的な理由で退学してから二年経ってから学び直ししたいと思っても支援の対象とならない・・・」

- ・**「修学支援新制度の家計急変の事由に虐待からの避難も追加して、随時採用の対象として運用を変えていただきたい」**(208参・予算委18・2022.5.30三浦信祐議員)

👉 2022.6.20「父母等による暴力等を理由に避難した大学生等への奨学金による支援について」～7/1から随時採用に運用を変更 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/1418410_00007.htm

2) 制度改善論議②その他(2)

・**自立援助ホームの子供たちを自宅外通学扱いに**(208参・厚生労働委16・2022.5.24山本香苗議員)

「高等教育の修学支援新制度のおかげで、自立援助ホームにおいても大学や専門学校等に進学する子供たちが増えておりまして、入所者全体の七%から八%を占めると伺いました。／ただ、自立援助ホームにいる子供たちは、家賃を含む施設利用料を払っているにもかかわらず、児童養護施設等というくくりの中で自宅通学と位置付けられていると伺いました。自宅通学と自宅外通学では給付額が倍近く違います。自立援助ホームの子供たちを自宅外通学と位置付けていただけないでしょうか。」

・**高校卒業後に浪人して職業能力開発短期大学校ポロテクカレッジに進み大学編入した際の修学支援利用不利解消の検討**(208参・地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委10・2022.5.20磯崎哲史議員への森田正信文部科学省大臣官房審議官の答弁)

2) 制度改善論議②その他(3)

・**所得による支援の「階段状の崖」の改善**(208衆・予算委19・2022.5.26城井崇議員)

「年収270万円を超える世帯の学生には、この授業料減免や給付型奨学金が三分の二に減額をされています。300万円を超えると更に三分の一への減額。そして、380万円を超えますと、支給が、支援がいきなりなくなってゼロになるというのが今の仕組みなんです。…総理、この崖、階段状の崖を是非改善していただきたい、取っ払っていただきたい。」

・**「成績要件はなくすべき」**(208参・文教科学委9・2022.5.12吉良よし子議員)

「学生に対して厳しい成績要件があって、進学後の成績が悪くなれば支援が打ち切られるという仕組みがあるわけです。／…お母さんと弟の面倒を見てと、大学に通ってとやる中で成績不良で、二年次もこういう状況で成績不良でと、二年連続なので制度打切りになったと言うんです…」

2) 制度改善論議②その他(4)大学等修学支援と名称の似た取り組み

・重度訪問介護利用者の大学修学支援事業は、重度の障害を持つ大学生から高評価を得ている(208参・予算委14・2022.3.17 令和4年度総予算の委嘱審査の概要)障害者差別解消法に基づく事業

・大学における障害学生への支援(208参・文教科学委3・2022.3.16船後靖彦議員)

2021.10文科省の障害学生支援の取組状況調査「86大学中85大学で障害学生の授業や学生支援、学生生活について支援を行っている、若しくは支援体制が整っているとの回答でした。一方、18大学で専任の担当者がいない、7大学で紛争解決の調整機関がない、9大学で就職活動支援を行っていないか支援体制が整っていないといった課題も明らかに…/文科省は、新年度予算で支援体制が不十分な大学等への支援として2億5500万円を計上…今述べたような問題解消につなげてほしいと願いますが、それと同時に要請をいたします。/…障害学生が当たり前前に大学に通える体制に…私立大学への支援も含め、是非…

2)制度改善論議③生活保護世帯

・「2020年3月末、全国の平均37.3%、これ保護世帯です。全世帯の大学等進学率、これ現役生だけなんですけど、73.4%。このような大きな格差というのは是正されるべき」(208参・内閣委8・2022.4.7田村智子議員)

・「たしか1970年、一般世帯の高校進学率が8割を超えた・・・この年に高校進学、生活保護世帯から高校進学が認められた・・・そうすると、短大含めると、大学等への進学率は8割を超えているわけですよ。そういったことで、もう一般世帯との均衡を失しないということで、大学等進学による世帯分離をやめていただけないでしょうか。そうしたことは日本弁護士連合会の方からも指摘されています」(208参・厚生労働委9・2022.4.21打越さく良議員)

・「令和3年度に大学進学率は83.8%・・・生活保護の対象に入れるべき」(208衆・厚生労働委17・2022.4.27川崎ひでと議員)

4. 入学金の根拠及び廃止をめぐる論議

- 入学金に関しては、以前から減免の論議があり、2020年以降のコロナ禍のもとでは納付猶予・分割等が話題に上った
- その後、**入学金の二重払い**の実態が取り上げられた(「民間団体の調査・・・入学しなかった大学に支払った学生の納付金の平均額として、国公立大学の入学者は約27万7千円、私立大学の入学者については29万4千円というような調査がある」204参・文教科学委13・2021.5.20安江伸夫議員への答弁)。
- 第205-208回では、**入学金制度の根拠と廃止**が議論に上っている(「国立大学で28万2千円、私大の平均は25万円近く」「アメリカやドイツ、フランス、イギリスなど多くの国で入学金そのものが(ない)」「韓国は2019年に法改正で廃止」「日本もなくすべき」「合格した学生を受け入れる事務手続等にも充てられる、だから認められるんだという最高裁判例があります。国立大学の事務手続に28万円も掛かるんでしょうか」208参・予算委20・2022.6.3山添拓議員)。
- 国会審議における入学金見直し・廃止論議の登場

藤原夏人：韓国 高校の授業料等の無償化及び大学入学金の廃止

外国の立法：立法情報・翻訳・解説. (月刊版. 282-2)から引用 DOI 10.11501/11448992

2 大学入学金の廃止(高等教育法改正)

(1)背景と経緯

これまで、韓国の大学では、国公立か私立かを問わず、ほとんどの大学で入学金が徴収されていた。2017年度は、1人当たり、国公立大学で平均14万9500ウォン(最高25万ウォン)、私立大学で平均77万3500ウォン(最高102万4000ウォン)の入学金が徴収された¹⁰。

大学入学金については、以前から算定根拠や用途が不明瞭であるとして問題視されており、近年、その廃止を求める声が高まっていたことから、前述の「文在寅政府国政運営5か年計画」においても、大学入学金の段階的廃止が政策課題に掲げられた¹¹。

文在寅政権の方針を受けて、国公立大学は2017年8月、2018年度から入学金を廃止することを早々に決定した¹²。また、私立大学についても、教育部(部は日本の省に相当)が廃止に向けた働きかけを行った結果、遅くとも2022年までに入学金を段階的に廃止することが決まり、2018年2月、教育部は、大学ごとの入学金廃止予定時期を公表した¹³。

結. ①国際人権A規約「無償教育の漸進的導入」に係る留保撤回10年

- 外務省HPには「日本国は・・・これらの規定にいう『特に、無償教育の漸進的な導入により』に拘束される」と明記している(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/tuukoku_120911.html)。これは歴代政権も認めている。しかし、「漸進的無償化の趣旨を踏まえ」等(208衆・文部科学委11・2022.4.27宮本岳志議員への答弁)と受け流して、**漸進的無償化を進める全体構想と工程表を示していない**(学費減免では中間層を含めていた枠を狭めて国際人権規約の後退禁止原則にさえ違反)。
- 「国難突破解散2017.9」において消費税2%増税分の使途変更として打ち出された幼児教育の無償化(2019-)・高等教育の無償化(2020-)ではあるが、中途半端な政策に留まっており少子化対策においてもコロナ禍と重なって**少子化に歯止めをかけるには至っていない**。
- 大学等進学希望の高い日本にあっては高等教育の漸進的無償化を見据えることが肝要

②個人通報制度の導入

- **国際人権規約に基づく個人通報制度の導入**について、岸田首相が「人権諸条約に基づく委員会の見解に対しどのように対応するかなど、我が国の司法制度や立法政策等に関わる論点があるため、各方面の意見なども踏まえつつ真剣に検討しているところ」(208参・本会議2・2020.1.20 水岡俊一議員への答弁)と述べており注目される。
- 個人通報制度が設けられれば、漸進的無償化に反する人権侵害状況を通報する道が開かれるからである。

参考：武村二三夫2019「国際人権規約にかかる日弁連の活動と社会権規約13条『教育への権利』」 <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81011953.pdf>

・ 武村二三夫2019

3 社会権規約における個人通報制度の実現

3-1 社会権規約選択議定書 (Optional Protocol to the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights) の発効

個人通報制度を定める社会権規約選択議定書が2008年12月10日国連総会で採択、2013年5月5日に発効

3-2 個人通報制度の実現の意義

社会権規約委員会の考え方は一般的意見に示されている。

最高裁で敗訴しても、社会権規約委員会に通報すれば、社会権規約委員会の考え方が見解 (view) で示される。

最終的に社会権規約委員会の判断が控えていることになると、最高裁以下日本の裁判所は真剣に社会権規約の適用問題を判断せざるを得なくなる。

3-3 個人通報制度実現に向けて

日本では、自由権規約等を含めて個人通報制度そのものが未実現

国際人権条約の実施制度

国連・条約レベル	国連総会決議に基づく機関	人権理事会 普遍的定期的審査UPR
	人権条約による制度	政府報告書審査制度 国家通報制度 個人通報制度 自由権規約、人種撤廃、拷問等禁止、女性差別撤廃
地域レベル		地域人権保障機構 欧州、米州、アフリカ…アジアにはない
国内レベル		訴訟 裁判規範性、自力執行性
		行政、国会、地方自治体による実施
		政府から独立した国内人権機関

ある程度機能しているもの

日弁連が実現を目指しているもの

関連情報①：科研費による日韓/韓日対話企画

日本教育学会HPにて情報配信&更新 <http://www.jera.jp/20220427-2/>

- 第1企画(2022.7.3): **韓国における教育機会平等保障の主張と運動**
—韓国教育学会キム ソンヨル前会長の論考をもとにした対話—
ZOOM録画の視聴可能:<https://www.youtube.com/watch?v=Xn1xXt9Qgdw>
- 第2企画(2022.7.30): **高等教育無償化に係る法制と諸方策**
—前韓国教育行政学会会長／元大韓教育法学会会長コ ジョン教授の論考をもとにした対話—
ZOOM録画の視聴可能:https://www.youtube.com/watch?v=0Qv_vRzfi6k
- 第3企画(2022.9.17): **ヒューマンライツとしての国際人権規約**— 漸進的無償化の国際公約から10年—
企画チラシ:<http://www.jera.jp/wp-content/uploads/2022/07/52e58f4e9155f66619c2bdb27f272d6f.pdf>
- 第4企画(2022.12.16): **仮)高等教育への権利** (詳細未定)



関連情報②：雑誌『経済』2022年10月号(9/8発売予定)

〈特集〉高等教育の無償化 10年の歩みと課題

- pp.10-19 渡部昭男「漸進的無償化公約の10年 高等教育の無償化をめざして」

ご清聴、有難うございました